

建建監 第 14 号

令和5年 8月14日

京都府建設業協会京都支部 御中

京都市建設局長 古川 真文
担当 建設企画部監理検査課

土木請負工事監督・検査諸規程の改定について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

土木請負工事監督・検査諸規程（以下「諸規程」という。）は、土木請負工事の監督・検査に必要な事項を定め、もって工事の適正な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することを目的として、現在令和4年10月に改定された諸規程で運用しています。

この度、諸規程（工事関係書類の様式、土木請負工事監督・検査要綱）を改定し、令和5年9月以降に施行決定を起案する工事から適用することとしましたので通知いたします。

つきましては、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしくお願いいたします。

土木請負工事監督・検査諸規程の主な改定概要について

1 改定概要

ア 工事関係書類の様式改定

これまで押印を求めていた様式について、国の様式に倣い、記名（署名又は押印含む）を求める表記に改めること等。

イ 土木請負工事監督・検査要綱の改定

「工場等派遣中間検査を要する工種別要領」について、工場等派遣中間検査を要する資材・製品を橋梁等製作品及び鉄筋コンクリート二次製品の大型製品かつ特殊寸法品（規格品以外）を対象とすることに改定。また、「500万円を超えるもの」としていた価格の規定を廃止する。

2 適用

令和5年9月1日以降に施行決定を起案する工事から適用する。

※ ホームページでの閲覧及びダウンロード

この土木請負工事監督・検査諸規程は、紙媒体による図書の発行は行わない。
京都市情報館の監理検査課のインターネットホームページからダウンロードして使用されたい。

京都市のトップページ>まちづくり>技術管理>監督・検査>土木工事の仕様書、様式等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>